

市税の納付は 簡単で便利な

口座振替で

問合せ 税務課管理係

口座振替は、一度申込みと、指定された金融機関やゆうちょ銀行の口座から、納期限の日に自動的に振り替えて納付する安心・便利な制度です。口座振替の申込みに、ご協力をお願いします。

- ・現金を持ち歩く必要が無く安全です
- ・納め忘れの心配がなく、納付が確実です
- ・支払いへ出かける手間がいらず、忙しい人に便利です

【対象】

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
※軽自動車税を申込んだ場合、車検用納税証明書を6月上旬に郵送します。

【申込み方法】

①金融機関の窓口

市内にある左の金融機関の窓口に関り、申込みができます。

②市役所税務課の窓口

①②とも

持ち物 通帳、通帳印、納税義務者の認印

③郵送申請

税務課ホームページに掲載している口座振替の依頼書を印刷・記入し、市役所へ郵送します。切手がいらない組み立て式の返信用封筒も併せて掲載していますので、返送時に利用してください。

【取扱金融機関】

三菱東京UFJ銀行、十六銀行、愛知銀行、名古屋銀行、岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合、愛知県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

【口座振替について】

- ・振替は、申込みをした翌々月末の納期分以降から開始されます。例えば2月に申込んだ場合は、早くて4月分から開始されます。
- ・振替日は納期限の最終日である月末です（12月のみ25日）。振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日になります。
- ・振替結果は、通帳に記帳して確認してください。口座振替結果通知は発送しません。

【注意事項】

- ・残高不足などで振替できなかった場合は、送付される「口座振替不能通知書」で納付してください。
- ・前納（一括納付）の手続きをした人で、振替ができなかった場合は、1期分は送付される「口座振替不能通知書」で納付してください。2期目以降は、期別で振替されます。
- ・年度途中からの前納（一括納付）の申込みは、その年度に限り期別納付となります。
- ・納期限を過ぎたものや分割納付分、随時分は振替できません。

口座振替の申込み期限

納期限の2か月前までに下表を確認のうえ、申込んでください。なお窓口での申込みは、金融機関または市役所での申込み日、郵送での申込みは市役所に届いた日です。

【申込み期限早見表】

下表左列の月に申込んだ場合の、最も早い引き落とし開始期を表しています。例えば、市県民税（普通徴収）の口座振替申込みを5月に行った場合、平成30年度2期分から引き落としが可能です。

申込み月	市県民税（普通徴収）	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税
平成30年4月	平成30年度 前納・1期	平成30年度 2期	平成31年度 全期	平成30年度 1期
5月	2期	3期		2期
6月				3期
7月	3期			4期
8月				5期
9月	4期	6期		
10月		7期		
11月		8期		
12月		平成31年度 前納・1期		平成31年度 前納・1期
平成31年1月	2期			
2月				
3月				